

## 不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条	一類から三類感染症等の病原体に汚染された疑いのある死体の移動制限	指導予防課

一類から三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生の予防とまん延防止のため、必要があると認める時は、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動の制限等の措置をとることができる。

その処分基準は次のとおりとする。

### 処分基準

一類から三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動制限又は禁止の措置をとり、24時間以内の火葬又は埋葬を行うことができる。

埋葬にあたっては、十分な消毒を行い、市長の許可を受ける必要がある。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。